

令和4年度島根県野生鳥獣肉処理責任者講習会実施要領

「野生鳥獣肉に係る衛生管理ガイドライン」に定める講習会を下記のとおり実施します。
講習会は次の3種類がありますので、該当する講習会をご確認の上、いずれか1つを受講してください。なお、2日目のみ又は3日目のみを受講することはできません。

- ①新規講習（3日間）・・・初めて受講する方（野生鳥獣肉処理責任者、狩猟者等）及び特別講習修了者は、**3日間**受講してください。
- ②再講習（1日目のみ）・・・これまでに「島根県猪肉処理責任者講習会」又は「島根県野生鳥獣肉処理責任者講習会」（特別講習を除く）を受講したことがある方は、**1日目のみ**受講してください。
- ③特別講習（1日目のみ）・・・初めて受講する方（**狩猟者等に限定**）で、①の新規講習の全部を受講することが難しい場合（定員オーバーの場合を含む）には、**②の再講習と同じ講習を受講することができます。**

1 会場（新規講習の定員 20名、再講習、特別講習の定員 28名）

- 開催日時
 - 1日目 令和4年10月25日（火） 9:30～16:30（受付9:00～）
 - 2日目 令和4年10月26日（水） 9:00～12:00 **又は** 13:00～16:00
 - 3日目 令和4年10月27日（木） 9:00～16:30

●開催場所

- 【1、3日目】島根県立男女共同参画センターあすてらす 研修室
（大田市大田町大田イ 236-4、電話：0854-84-5500）
- 【2日目】島根県食肉衛生検査所
（大田市朝山町仙山 1677-2、電話：0854-85-8011）

2 講習会日程

	1日目 （①新規講習・②再講習・③特別講習）		2日目 （①新規講習のみ）	3日目 （①新規講習のみ）
会場	10/25(火) あすてらす 研修室6	会場	10/26(水) 午前又は午後のどちらか 食肉衛生検査所	10/27(木) あすてらす 研修室1
9:00	受付・開講式	9:00	解体実習 解剖実習	と畜場法関係
9:30	野生鳥獣肉に係る 衛生管理ガイドライン	11:00		
11:00			食品衛生法関係	(昼食・休憩)
12:30	(昼食・休憩)	13:00	解体実習 解剖実習	
13:30	鳥獣保護法関係	14:00		食肉衛生学
14:30	家畜伝染病学	16:00	閉講式	
15:30	家畜解剖生理学			
16:30	閉講式			

(次ページへ続く)

3 受講資格 この講習会を受講するためには、次のいずれかの従事経験が必要です。

(1) 野生鳥獣肉処理責任者

食肉処理業において、食肉を取扱う業務に1年以上従事した経験を有すること。

(2) 狩猟者等

野生鳥獣を食用に供することを目的に狩猟又は捕獲する業務に1年以上従事した経験を有すること。

4 受講の申込み方法

この講習会の受講を希望する方は、別紙受講申込書により管轄の保健所に提出してください。

また、狩猟者等の受講資格をお持ちの方は、狩猟免状の写しを添付してください。

5 申込み期限 令和4年10月11日(火)まで

6 申込み上の注意点

(1) 各会場とも定員があり、申込みの先着順により受講者を決定します。申込み人数が定員になり次第受付を終了させていただきますので、あらかじめご了承ください。

(2) 開催場所の都合上、新規講習の定員は20名としています。野生鳥獣肉処理責任者について、新規講習は1施設から1名のみ受講可能です。なお、再講習については同一施設から受講していただくことは可能です。また、2日目の実習について、午前か午後のどちらかを受講していただくこととなります。申込書に希望する時間をご記入ください。人数の都合によりご希望の時間帯での受講ができない場合もあります。なお、午前と午後の実習内容は同じです。

(3) 新規講習の受講希望者(狩猟者等に限り)で、定員オーバーとなってしまった方については、特別講習を受講していただくことも可能です。特別講習の受講も併せて希望される方は、その旨を申込書にご記入ください。講習会を受講された方には、修了証を交付します。

(4) 新型コロナウイルス感染予防対策のため、「三つの密の回避」、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」にご協力いただき、講習会当日に風邪様症状(発熱、咳、倦怠感、息苦しさ等の症状)がある場合は、受講をご遠慮いただくようお願いします。

7 準備するもの この講習会の受講には、次のものがが必要です。

- 講習会テキスト ※講習会初日に会場で販売します。次のいずれかをご購入ください。

(新規講習用) 1,100円 (再講習・特別講習用) 500円

- 筆記用具

- 清潔な白衣、清潔な白い長靴(新規講習の受講者のみ)

<県内各保健所の連絡先>

名称	担当課	所在地	連絡先	管轄市町村
松江保健所	衛生指導課	松江市東津田町1741-3 (いきいきプラザ島根3階)	電話 0852-67-7570 (FAX0852-31-6694)	松江市、安来市
雲南保健所	衛生指導課	雲南市木次町里方531-1	電話 0854-42-9667 (FAX0854-42-9654)	雲南市、奥出雲町、飯南町
出雲保健所	衛生指導課	出雲市塩冶町223-1	電話 0853-21-1185 (FAX0853-21-7428)	出雲市
県央保健所	衛生指導課	大田市長久町長久ハ7-1	電話 0854-84-9805 (FAX0854-84-9819)	大田市、川本町、美郷町、邑南町
浜田保健所	衛生指導課	浜田市片庭町254	電話 0855-29-5561 (FAX0855-29-5562)	浜田市、江津市
益田保健所	衛生指導課	益田市昭和町13-1	電話 0856-31-9551 (FAX0856-31-9568)	益田市、津和野町、吉賀町
隠岐保健所	環境衛生課	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	電話 08512-2-9715 (FAX08512-2-9716)	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

<事務局の連絡先>

島根県健康福祉部薬事衛生課食品衛生グループ

〒690-8501 島根県松江市殿町1 TEL:0852-22-6487 (担当: 来待・奥嶋)